

○焼津市建築協定条例

昭和53年 9 月30日 条例第21号

改正

平成20年10月 7 日 条例第101号

焼津市建築協定条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第 2 条 土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となつてゐる土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる。

(建築協定をすることができる区域)

第 3 条 建築協定をすることができる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 5 条の規定に基づき、都市計画区域として指定した区域とする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

2 大井川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に大井川町建築協定条例（昭和49年大井川町条例第18号）の規定により締結された建築協定のうち、編入日において引き続き継続しているものについては、この条例の相当規定により締結されたものとみなす。

附 則（平成20年10月 7 日 条例第101号）

この条例は、平成20年11月 1 日から施行する。